

空き家利活用促進支援事業補助金に係る手続き等について

3. (空き家解体支援事業)

≪対象者について≫

- ①申請者は下記の両方に該当する者であること
 - 空き家解体後に、当該土地を売却又は賃貸しようとする所有者等
 - 当該空き家の解体を委託(解体工事業の許可を受けている事業者に限る。)により実施しようとする者
- ②補助の対象となる空き家は、空き家再生支援事業、家財道具等処分・清掃支援事業の対象となつた空き家を除く
- ③申請日の属する年度の前年度において、市町村民税等の滞納がないこと

≪申請書類 (申請者 = 委託契約者) ≫

- ①申請書(様式第1号)
- ②別紙3
- ③添付書類
 - ア ・住民票 … 世帯主・続柄記載のあるもの
 - イ ・完納証明書又は納税証明書(申請日の属する前年度分)
※納税義務の無い方は非課税証明書
 - ウ ・付近見取図(住宅地図等:縮尺は任意)
 - エ ・解体工事費の見積書
 - オ ・解体工事前の空き家の写真
 - カ ・施工者が建設業法に基づく解体業の許可を受けた者であることを証明する書類
 - キ ・その他町長が必要と認める書類

空き家利活用促進支援事業補助金に係る手続き等について

≪実績報告書類≫

①実績報告書(様式第5号)

②添付書類

- ア ・解体工事に要した費用を明らかにできる書類
※工事費の領収書又はこれに準じるものの写し
- イ ・作業中及び解体工事完了後の現場写真
- ウ ・解体後の土地に係る宅地建物取引業者との媒介契約を証する書類
又は売買契約書・賃貸契約書の写し

※【実績報告の提出時期】

- ・下記ⅠかⅡのうちどちらか早い日までに報告してください
 - Ⅰ 事業完了後から1か月
 - Ⅱ 交付決定日の属する年度の翌年度の4月20日